

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第11条第5項

処 分 の 概 要：獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持許可の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（所持許可）、第11条第5項（許可の取消し）

処 分 基 準：

当該銃砲等を許可に係る用途に供していないことにつき、許可者に起因しないやむを得ない理由が認められる場合等を除き、許可を取り消すものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：